

福岡市緊急通報システムについて

自宅での急な発作や事故など、緊急時に、身につけたペンダントを押すなどして、自動的に通報し助けを求めることができます。

緊急通報機器

固定電話回線をお持ちの方

※一部使用できない回線があります

《固定電話型》

緊急通報機器本体と、ペンダントがセットです。

本体の「緊急」ボタンか、ペンダントを押せば、自動で通報します。



固定電話回線をお持ちでない方 《携帯電話型》

※自宅内のみ使用できます。
※発信先は受信センターだけです。
※緊急通報機器です。電話機としてはお使いいただけません。

ストラップを引き上げると自動で通報します



申し込みが出来る人

- 65歳以上
- 福岡市の介護保険被保険者
- 健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な「ひとり暮らし」か、それに準じる人

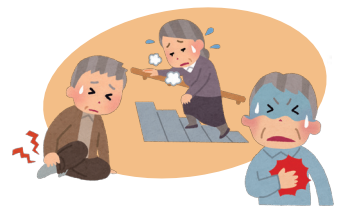
※申し込みの際に、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。(難しい場合にはご相談下さい)

費用など詳細については、お住まいの区の福祉・介護保険課(下記)へお問合せ下さい。

区	電話番号	FAX 番号
東 区	645-1071	631-2191
博多区	419-1078	441-1455
中央区	718-1145	771-4955
南 区	559-5127	512-8811
城南区	833-4170	822-2133
早良区	833-4352	831-5723
西 区	895-7063	881-5874

緊急通報はこんな時に役に立ちます

胸が苦しい・^{どうき}動悸がする
転倒してけがをした・
熱が出てフラフラする など



24時間 365日対応します



住宅火災にご用心

令和2年に福岡市内では、261件の火災が発生し、このうち約1/3が市営住宅を含む共同住宅の火災です。主な火災原因としては、「**たばこ**」、「**こんろ**」、「**放火**」があります。ちょっとした心がけで、未然に防ぐことができますので、御確認をお願いします。

たばこ

ポイント



- たばこは、水につけて確実に消火する。
- 寝たばこは絶対しない。
- 灰皿の中には、吸い殻を溜め込まない。

こんろ

ポイント



- こんろ使用中は、その場を離れない。
- 燃えやすいものを近くに置かない。
- 過熱防止装置付きこんろを使用する。

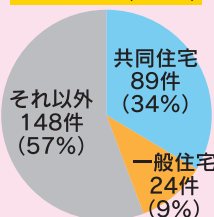
放火

ポイント



- ごみ出し日を守り、ごみ置き場に長時間ごみを置かない。
- 車やバイクのカバーは防災製品を使用する。

令和2年中 火災発生状況(261件)



【住宅用火災警報器は点検・交換を】

年月が経過すると、電子部品の劣化や電池切れが起こります。定期的に点検し、機器本体は10年を目安に交換しましょう。



福岡市消防局 予防課
TEL 092-725-6611 FAX 092-791-2699

市営住宅センターだより

発行日/令和3年12月15日

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎092-271-0901(業務課調査係) FAX:092-291-7540(業務課) http://www.nicity.or.jp/

「収入認定通知書」発送のお知らせ

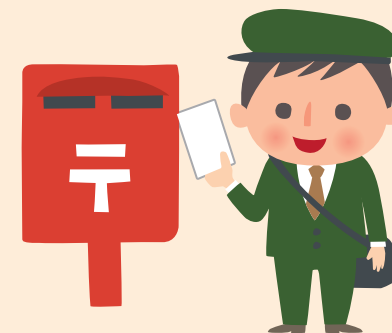
1月下旬
発送予定

令和4年4月からの1年間の家賃の通知書(収入認定通知書※)を発送します。

内容については同封の「収入認定通知書の見方」を参考にご確認ください。

また、内容にご意見等がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から30日以内に下欄のお問い合わせ先にご連絡ください。

※収入基準を超えた世帯には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認定通知書』を発送します。



収入認定Q & A

Q 家賃はどうやって決まる?

市営住宅の家賃は、入居者(世帯全員)の収入や、住宅の広さなどの住宅条件などによって決定します。計算については「収入認定通知書の見方」をご参照ください。収入申告書未提出世帯は家賃の認定ができませんので、すみやかにご提出ください。

Q 同居者の人数が変わったら?

区役所での手続きとは別に、市営住宅センターでも手続きが必要です。裏面に各種手続きのお問い合わせ先を掲載しております。※市営住宅センターで手続き完了後、認定された家賃の見直しができる場合があります。

Q 収入に基準があるの?

市営住宅は、低所得の方のための住宅であり、収入の多い世帯は「収入超過者世帯」または「高額所得者世帯」に認定され、義務や割増金が発生します。

世 帯	政令で定める月額収入基準	
	収入超過者世帯	高額所得者世帯
一般世帯	1 5 8,0 0 1円以上	3 1 3,0 0 1円以上
高齢者・障がい者 などの世帯	2 1 4,0 0 1円以上	
中学生以下の 児童がいる世帯	2 5 9,0 0 1円以上	
1 8歳未満の子が 3人以上いる世帯		
ひとり親世帯		
妊婦がいる世帯		
漁村向け住宅に 入居している世帯		

「収入超過者世帯」…住宅明渡しの努力義務、本来家賃に割増金の加算

「高額所得者世帯」…住宅明渡しの義務
※市から期限を定めて明渡しを請求されます。

「収入申告書」
未提出の方は、
すみやかにご提出
ください



「収入申告書」が未提出の場合、収入認定ができないため、令和4年4月から最高額の家賃となります。

※「収入申告書」の提出は福岡市営住宅条例にて義務付けられています。

お問い合わせ先

業務課調査係 ☎092-271-0901 FAX092-291-7540
住宅管理課 ☎092-283-1313 FAX092-271-2556

入居者に異動があった場合の届出・申請について

次のような場合、区役所で行う手続きとは別に、市営住宅センターでも手続きが必要です。手続きの詳細については各担当にお問い合わせください。

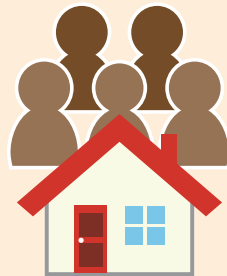
- 1 婚姻・転入等により世帯員が増える場合 **事前申請が必要**
- 2 お子様の出生により世帯員が増える場合
- 3 同居者が転出・死亡等により世帯員が減少した場合
- 4 名義人または同居者の名前の変更があった場合
- 5 名義人が転出・死亡した場合

※手続きがなされていない世帯が多数見受けられます※

市営住宅センターでは、令和元年度よりは正に向け取り組みを進めております。指導を行ったにもかかわらず、手続きがなされない場合は、最高額の家賃となる場合や、住宅の明渡しを求める場合があります。該当する世帯は、速やかにお手続きを行ってください。

手続き・お問い合わせ先

- 1・2・3・4 について・・・業務課調査係 又は 住宅管理課
5 について・・・業務課業務係 又は 住宅管理課



業務課業務係	☎092-271-2562	FAX092-291-7540
業務課調査係	☎092-271-0901	FAX092-291-7540
住宅管理課	☎092-283-1313	FAX092-271-2556

家賃の減免制度について

家賃の減免制度とは、収入が著しく低い世帯や入居者の死亡・転出・失業・休職等の理由により、一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から一定期間、家賃を減免する制度です。減免を希望される方は、ご相談ください。

お問い合わせ

収入階層1の世帯・・・一般減免 業務課業務係
☎092-271-2562 FAX092-291-7540
収入階層2～8の世帯・・・特別減免 業務課調査係
☎092-271-0901 FAX092-291-7540

※収入階層は、収入認定通知書をご確認ください。

高齢者の見守りや生活支援のための駐車場利用申込について



市営住宅の駐車場は、原則入居者以外の利用はできませんが、入居者の方が60歳以上や障がい者手帳をお持ちであれば、

- ・ご親族の方が様子を見に来るための「見守り利用」
- ・生活支援を目的とした訪問介護事業者等の方々が訪れるための「介護利用」

という申込ができます。詳しくは右記までお問い合わせください。

※ご利用は有料です（住宅毎に定められている利用料金と同額）。

※駐車場の空き区画が少ない市営住宅では利用できない場合があります。

【博多区・東区・早良区・西区】

福岡市住宅供給公社 募集課 駐車場係

☎092-271-3538
FAX092-272-5030

【中央区】 中央区施設管理事務所

☎092-262-1090
FAX092-262-1096

【南区】 南区施設管理事務所

☎092-409-4610
FAX092-262-5100

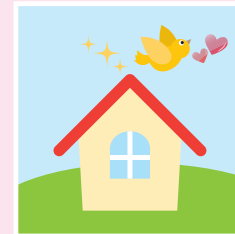
【城南区】 城南区施設管理事務所

☎092-707-6388
FAX092-707-6517

共同生活上のルールを守ろう

市営住宅で生活するうえで守らなければならないルールがあります。

入居の際に「誓約書」により約束していただいたとおり、他の入居者に迷惑をかけたり危害を加えたり、転貸や改造などの事実がわかった場合は、住宅を明け渡していただくことがありますので、十分注意してください。



損害保険への加入のお勧め（火災・水もれなど）

市営住宅において、過失による水もれが多く発生しています。

- ・洗濯機の排水ホースのはずれ
- ・玄関の水まき
- ・浴槽の排水パイプの目づまりなど

階下の方の家財に被害を与えた場合は、原因者が補償の責任を負うことになります。

また、火災により、住宅に損害を与えた場合、市が損害賠償請求をする場合もあります。

もしもの場合に備えて、家財・賠償などの損害保険への加入をお勧めします。保険の加入については、各損害保険会社へ直接お問い合わせください。

家賃のお支払いは、口座振替が便利です

家賃の支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等にでかける手間が省けます。希望される方は、納付書の最後のページに綴ってある口座振替依頼書（はがき）に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

お問い合わせは業務課収納係へ

☎092-271-2564
FAX092-291-7540

「福岡市生活自立支援センター」のご案内

福岡市生活自立支援センターとは、福岡市在住の方で、仕事や生活にお困りの方を対象に支援を行う、福岡市の無料相談窓口です。

「仕事が見つからない」「年金を受給しているが、もう少し収入が必要」「悩みごとや不安を相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない」などのお悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。

専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、課題の解決に向けた支援を行います。

○福岡市生活自立支援センター

所在地：福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス棟7階

電話番号：0120-17-3456（フリーダイヤル）

ホームページ：https://jiritsu-support.fukuoka.jp/

開館時間：9時～17時

休館日：土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）

お待たせしないためにも、相談は事前のご予約をお願いしております。

※福岡市生活自立支援センターでは、金銭貸付を行っておりません。
※現在、生活保護を受給中の方は、支援の対象とはなりません。

